

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

資本金の決め方と税務上の影響

Q これから会社を設立するにあたって、資本金の額をいくらにしようか悩んでおります。資本金を決める際のポイントはどこでしょうか？

解説

資本金は多いほうが会社の経営は安定し、対外的な信用力は増しますが、税務上の負担が増える場合があります。

1. 資本金の額による税務上の取扱いの違い

資本金の額によって税務上の取り扱いが下記のように異なります。

資本金の額	1千万円未満	1千万円	1千万円超 1億円以下	1億円超
会社設立後の消費税	原則 2年間免税	課税		
法人住民税の均等割	7万円	18万円	29万円	
外形標準課税	適用無し		適用あり(赤字でも納税)	
交際費枠 800万円	適用有り		なし(全額損金不算入)	
少額減価償却資産(年間 300万円まで一括費用計上)	適用有り		適用無し	
年間所得 800万円までの優遇 税率 15%の適用	適用有り		適用無し	
留保金課税	対象外		対象	

2. 増資をして第三者から資金を得たい場合

少額の資本金で設立し、のちに第三者からの増資を受ける場合、会社のオーナーの持ち分割合が低下するため、場合によっては支配権を失うこともあります。第三者からの増資を受ける場合は、会社の事業を軌道にのせ、財務内容をよくして会社の価値を高めた後にするほうが望ましいです。価値を高めた後ならば、時価で増資を受け入れれば、シェアを守りながらの資金調達が可能となります。

要するに…

資本金の額が大きいと税務上思わぬ課税を受ける場合があります。かといって、あまりに少ないと対外的な信用が薄くなってしまいます。税負担の側面だけではなく、事業を始めた後の初期コストと必要な運転資金もあわせて、決めるのがよいです。具体的には 100万円～500万円の範囲で決めるのが現実的かと思えます。